

資 金 概 要

資 金 名	農業経営基盤強化資金〔スーパーL資金〕
目 的 根拠法：農業 経営基盤 強化促進 法	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金を、日本政策金融公庫を通じて融資する。
原 資	日本政策金融公庫
貸 付 利 率	<u>（※金利一覧表をご覧ください）</u>
貸 付 対 象 者	1. 認定農業者 （簿記記帳を行っている又は行うことが確実と見込まれる者に限る。） 2. 認定農業者である法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者 （ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。）
資 金 使 途	1. 農地等の取得、改良 2. 農業経営用施設・機械等の改良、取得 3. 家畜、果樹等の導入等の長期運転資金 4. 負債の整理その他農業経営の改善を前提とした経営の安定に必要な長期資金
貸 付 限 度 額	個人 3億円（特認：6億円） 法人 10億円（特認：（ア）民間金融機関から資金調達が行われる場合 20億円又は目標売上額の2倍に相当する額のいずれか低い額 （イ）民間金融機関から設備資金の資金調達が行われる場合 30億円又は目標売上額の2倍に相当する額又は設備資金の調達 額の2倍に相当する額のいずれか低い額 ただし、負債整理は、個人 6,000万円（特認：1億2,000万円） 法人 2億円
融 資 率	借受者の負担する額（100%以内）
償 還 期 間	25年以内（うち据置期間10年以内）
担 保 ・ 保 証 人	担保・連帯保証人は、融資機関の判断により必要となることがある。 県農業信用基金協会の債務保証の利用が可能な場合がある。

資金概要

資金名	農業改良資金〔公庫資金〕		
目的 根拠法：農業改良資金通法	農業改良資金融通法等の定めるところにより、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくは加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対して日本政策金融公庫が貸付を行い農業経営の安定と、農業生産力の増強に資する。		
原資	日本政策金融公庫資金		
基準金利	無利子		
貸付対象者	次に該当する農業者及びその組織する団体、認定中小企業者、認定製造事業者又は促進事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー ・農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 ・農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等及び認定中小企業者 ・米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者及び認定製造事業者等 ・6次産業化法の認定を受けた農業者等及び促進事業者 		
	資金用途など	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
	・特定地域資金：地理的条件が悪く生産条件不利地域（25地域）で農業改良措置を実施するのに必要な資金	12年以内 (5年以内)	個人 5,000万円 法人 15,000万円
	・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令に定める認定農業者（エコファーマー）の持続性の高い農業生産方式の導入	12年以内 (3年以内)	
	・中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第11条第1項に定める資金	12年以内 (5年以内)	
	・米穀の新用途への利用の促進に関する法律第8条第1項に定める資金	12年以内 (3年以内)	
	・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第9条第1項に定める資金	12年以内 (5年以内)	
融資率	借受者の負担する額（100%以内）		
担保・保証人	直貸方式：日本政策金融公庫と借受者で相談のうえ、決定。 転貸方式：県農業信用基金協会の債務保証の利用が可能。		